

伊那市うるおいの郷づくりふれあい事業（アダプトシステム）実施要領

（目的）

第1条 この要領は、伊那市が管理する道路、河川及び公園の美化活動等をボランティアで行う団体等を支援し、もって市民財産愛護、美化意識の高揚、公共空間環境の向上及び地域住民の交流促進を図ることを目的とする。

（里親）

第2条 この事業において里親とは、地域住民団体（又は個人）、市内に事業所等を有する法人及び学校等で、次条に規定する活動を行い、第5条に規定する協定を締結したものをいう。

（活動内容等）

第3条 里親の活動内容は、次の各号に掲げる施設の区分に応じ、当該各号に掲げるものとし、市長と協議して定める。

- (1) 道路 歩道・待避所・法面等の清掃、草刈り、枝払い及び植栽・花壇等の維持管理その他道路の美化、維持活動
- (2) 河川 河川敷地内の清掃、草刈り、枝払い、その他河川の美化、維持活動
- (3) 公園 公園敷地内の清掃、草刈り、枝払い及び植栽・花壇等の維持管理その他公園の美化、維持活動並びに遊具等の簡易な点検

2 里親の活動区域は、市長と協議して定める。

（里親の申込み）

第4条 里親としての活動を希望する者（以下「里親希望者」という。）は、伊那市うるおいの郷づくりふれあい事業申込書（様式第1号。以下「申込書」という。）を市長へ提出するものとする。

（協定の締結）

第5条 市長は、前条の申込書の提出があったときは、その内容について里親希望者と協議し、伊那市うるおいの郷づくりふれあい事業協定書（様式第2号）を取り交わすものとする。

（活動計画等）

第6条 里親は、年度ごとに活動するものとし、活動開始前（翌年度以降は、4月末日まで）に伊那市うるおいの郷づくりふれあい事業活動予定表（様式第3号）及び伊那市うるおいの郷づくりふれあい事業参加者名簿（様式第4号）を市長に提出する。

2 里親は、活動年度終了（毎年3月末日）後、速やかに伊那市うるおいの郷づくり

ふれあい事業活動報告書（様式第5号）を市長に提出する。

（活動に対する支援）

第7条 市長は、里親と協議の上、里親の活動に必要な道具及び材料等を貸与し、又は支給し並びに里親の活動中に発生した廃棄物の処理に要する費用を負担することができる。

2 市長は、里親の活動を支援するため、市の負担で里親の活動中の事故等に対する保険に加入するものとする。

（アダプトサインの設置）

第8条 市長は、里親の活動意識を向上し、施設利用者に対して里親の活動をアピールするため、里親の名称等を記載したアダプトサインを設置する。

（協定の解除）

第9条 里親又は市長のいずれかが解除の意思を表示した場合には、協定を解除するものとする。

2 市長は、里親が協定内容に基づく活動をしていないと認められるときは、活動の実態を精査した上で協定を解除することができる。

（補則）

第10条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要領は、平成21年11月5日から施行する。